

令和 7 年度

道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム）購入仕様書

村山総合支庁建設部

第1条 総則

本仕様書は、山形県村山総合支庁建設部が使用する道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム）の購入について適用する。受注者（以下「乙」という。）は発注者（以下「甲」という。）の納入の指示により誠実に履行するものとする。

第2条 契約期間

1. 契約期間は契約締結の翌日から令和8年3月31日までとする。
2. 納入開始日は甲乙協議するものとし、乙は令和7年11月15日から確実に納入できる体制を確保しなければならない。

第3条 納入計画書

乙は、本契約の履行を確実にを行うため、契約締結後物品納入前に以下の項目を記載した納入計画書を甲に提出し、承諾を得なければならない。

1. 道路凍結抑制剤規格
2. 備蓄倉庫計画
3. 輸送計画

第4条 納入指示書

1. 前条にて承諾を得られた道路凍結抑制剤の納入指示は、甲又は甲が指定する監督職員から乙に納入指示書（別添様式）により適宜行うものとし、乙は速やかに納入場所へ確実に納入しなければならない。
2. 天災、不可抗力で上記要件を満足できない場合は、甲乙協議する。

第5条 納入報告書

道路凍結抑制剤の納入が完了した場合、乙は速やかに、納入状況写真と納入報告書（別添様式）を甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。

第6条 道路凍結抑制剤の規格

1. 道路凍結抑制剤は25kg 詰めのパッケージに詰められたものとし、別紙-1に示す品質規格に適合しなければならない。
2. 納入計画書には納入しようとする道路凍結抑制剤について品名、製造元又は生産地、品質・規格を記載すること。
3. 乙は納入しようとする道路凍結抑制剤の品質規格を証明する資料を乙の責任において整備、保管し、甲に提出しなければならない。なお、品質・規格を証明できる資料については、公的試験機関による品質試験成績書とする。
4. 品質規格を証明できる資料の提出頻度は契約締結後及び1月末に、速やかに甲に提出するものとする。
5. 乙は、その品質規格に疑義が生じ甲より物品の品質規格についての検査を指示された場合は、その指示に従い品質規格を証明する資料を速やかに提出しなければならない。なお、これに要する費用は乙の負担で行うものとする。

6. 品質及び粒度試験方法

① 品質試験

「塩試験方法」及び「排水基準を定める省令及び環境大臣が定める検定方法」による。

② 粒度試験

「化学製品のふるい分け試験方法」における乾式ふるい分け方法による。

第7条 包装材

1. 25kg詰袋は、運搬及び散布機械への投入作業に支障なく、湿気をとおさない材質のもの（原則、紙袋）とし、事前に甲の承諾を得るものとする。
2. 25kg詰袋の処分は購入者側で実施するものとし、それ以外の廃材の処分は受注者側で実施するものとする。

第8条 備蓄倉庫計画

1. 乙は、道路凍結抑制剤を安定供給できる備蓄倉庫を確保しなければならない。なお、安定供給可能な備蓄倉庫であれば、専用でなくても良い。
2. 備蓄倉庫計画は、備蓄倉庫の住所、位置図、平面図、最大備蓄可能数量、現況写真、登記簿又は貸借契約書等（写）、管理体制、保管方法等を記載するものとする。

第9条 輸送計画

輸送計画は、製造または輸入元からの備蓄倉庫までの輸送体制、備蓄倉庫から納入先までの運搬体制、運搬経路、連絡体制、緊急時の対応等を記載するものとする。

第10条 納入場所及び購入予定数量

1. 納入場所は除雪業務委託業者の除雪基地とする。除雪基地の場所は、除雪業務委託業者が決まり次第通知するものとする。
なお、参考として昨年度の納入場所及び本年度の購入予定数量は、別紙－2のとおりである。
2. 乙は、除雪業務委託業者除雪基地内に搬入するものとし、荷渡し条件は現場車上引渡しとする。
3. 甲が予定している道路凍結抑制剤の購入予定数量は、気象変動により増減するものであり、乙はその購入予定数量を担保とし契約単価の変更を協議することはできない。

第11条 疑義

道路凍結抑制剤納入にあたり、この仕様書に明示なき事項又は疑義が生じた場合には、甲乙協議の上これを定めるものとする。

別紙－１

○凍結抑制剤の品質、規格

- １．塩化ナトリウム純度 95%以上
- ２．含 水 率 1.0%以下
- ３．平 均 粒 径 $0.5\text{mm} \leq D_{50} < 2.0\text{mm}$
- ４．最 大 粒 径 5.6mm 未満（粗粒子分）
- ５．最 小 粒 径 0.25mm 未満が 5%以下（微粒子分）
- ６．有 害 物 質 等

凍結抑制剤 10%濃度水溶液における含有成分が水質汚濁防止法の排水基準（27 項目）のうち揮発性物質（11 項目）を除いた 16 項目（別表－１）の基準に適合すること。

（別表－１）

有害物質の種類と許容限度

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機リン化合物 （パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
ヒ素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと※
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	10mg/L
ふっ素及びその化合物	8mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L

※「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

○袋について

袋は湿気を通さない材質とすること（原則、紙）

別紙－ 2

令和 7 年度納入先		令和 7 年度 購入予定数量 (t) ※(注 1)
工区名	所在地内	
上山工区	上山市金谷字金谷神1155	292
蔵王工区	山形市蔵王温泉1201	208
山形工区	山形市釈迦堂字下唐松1431	226
山辺工区	山形市大字上反田126-3	196
中山工区	中山町大字長崎4137	101
天童工区	天童市大字荒谷2789-1	273
西蔵王工区	山形市大字神尾81-1	104
合計		1400

(注1) 購入予定数量は、過去 5 ヶ年の平均使用量であり気象変動等により増減する。